

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(湖南省)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	一本木	1207-1	田	311	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
2	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	下宿立	898	田	1,147	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
3	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	下宿立	908	田	707	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
4	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	下宿立	910	田	234	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
5	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	下宿立	911	田	452	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
6	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	下宿立	912	田	482	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
7	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	上宿立	768	田	476	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
8	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	上宿立	769	田	1,047	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
9	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	上宿立	779	田	661	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
10	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	上宿立	780	田	657	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
11	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	上宿立	781	田	1,186	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
12	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	上宿立	782	田	1,328	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
13	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	柳ノ内	1023	田	720	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
14	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	柳ノ内	1036	田	882	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
15	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	柳ノ内	1038	田	1,074	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
16	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	柳ノ内	1041	田	575	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
17	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	夏見	柳ノ内	1042	田	1,219	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
18	有限会社 アグリ甲賀	滋賀県湖南市	湖南省	吉永	西代	655	田	2,446	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	園 和也	滋賀県湖南市	湖南省	正福寺	宮ノ口	1787-1	田	1,182	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	園 和也	滋賀県湖南市	湖南省	正福寺	宮ノ口	1787-2	田	826	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	園 和也	滋賀県湖南市	湖南省	正福寺	宮ノ口	1800	田	2,835	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
22	園 和也	滋賀県湖南市	湖南省	正福寺	高田	1687	田	793	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき